

令和6年第1回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 DX推進課	1
2	柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	2
3	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	3
4	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	福祉部 指導監査課	4
5	柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部 指導監査課	7
6	柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部 指導監査課	8
7	柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部 指導監査課	9
8	柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 高齢者支援課	10
9	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 こども福祉課 こども支援室	12
10	柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 学童保育課	13
11	柏市女性自立支援施設設備運営基準条例の制定について	こども部 こども福祉課	14
12	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	16
13	包括外部監査契約の締結について	企画部 DX推進課	17
14	訴えの提起について	財政部 債権管理課	18
15	和解について	学校教育部 教職員課	19
16	母子福祉資金貸付金の償還の免除について	こども部 こども福祉課	21
17	母子福祉資金貸付金の償還の免除について	こども部 こども福祉課	22
18	市道路線の認定について	土木部 道路総務課	23
19	柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について	市民生活部 市民課	24
20	柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について	市民生活部 市民課	25
21	専決処分について（令和5年度柏市一般会計補正予算について（第7号））	財政部 財政課	26
22	令和5年度柏市一般会計補正予算について（第8号）	財政部 財政課	26
23	令和5年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	26

議案 番号	件名	担当部課	頁
24	令和5年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について(第3号)	財政部 財政課	27
25	令和5年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について(第3号)	財政部 財政課	27
26	令和5年度柏市病院事業会計補正予算について(第1号)	財政部 財政課	27
27	令和5年度柏市水道事業会計補正予算について(第4号)	財政部 財政課	28
28	令和5年度柏市下水道事業会計補正予算について(第3号)	財政部 財政課	28
29	令和6年度柏市一般会計予算について	財政部 財政課	29
30	令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	29
31	令和6年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について	財政部 財政課	29
32	令和6年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について	財政部 財政課	30
33	令和6年度柏市介護保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	30
34	令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について	財政部 財政課	30
35	令和6年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について	財政部 財政課	31
36	令和6年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について	財政部 財政課	31
37	令和6年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について	財政部 財政課	31
38	令和6年度柏市病院事業会計予算について	財政部 財政課	32
39	令和6年度柏市水道事業会計予算について	財政部 財政課	33
40	令和6年度柏市下水道事業会計予算について	財政部 財政課	34
41	柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	35

議案第 1 号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第 1 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の利用範囲に係る規定等の整備を行うため、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 特定個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、同法第 9 条第 2 項の規定により市長がその処理に関してその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる事務とすること（第 3 条第 1 項第 3 号関係）。
- 2 本市の機関が、本市の他の機関に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報（特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。）の提供を求めた場合は、当該本市の他の機関は当該利用特定個人情報を提供することができること（第 4 条第 1 項関係）。
- 3 この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。

議案第 2 号 柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、子育て部分休業を新設するため、柏市職員勤務時間条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（任命権者が定める期間内の子に限る。）を養育するため、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇として、子育て部分休業を新設すること（第 9 条の 4 の 2 関係）。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、育児短時間勤務制度を新設するため、柏市職員育児休業条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の条例で定める育児短時間勤務をすることができない職員は、次に掲げる職員とすること（第 7 条の 2 関係）。
 - (1) 法第 6 条第 1 項又は柏市職員配偶者同行休業条例第 10 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (2) 柏市職員定年等条例第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する定年による退職の特例を受けて勤務している職員
 - (3) 柏市職員定年等条例第 9 条に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例を受けて管理監督職を占めたまま勤務している職員
- 2 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする（第 7 条の 5 関係）。
- 3 法第 12 条において準用する法第 5 条第 2 項の条例で定める育児短時間勤務の承認の取消事由は、次に掲げる事由とすること（第 7 条の 6 関係）。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- 4 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 4 号は，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い，関係条例の整備を行うため，柏市養護老人ホーム設備運営基準条例ほか 11 条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は，次のとおりです。

- 1 柏市養護老人ホーム設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
養護老人ホームの入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めておくことについて，3 年間の経過措置を設けること（附則第 10 項関係）。
- 2 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）
 - (1) 特別養護老人ホーム等の入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催について，3 年間の経過措置を設けること（附則第 21 条関係）。
 - (2) 特別養護老人ホーム等について，1 と同様の経過措置を設けること（附則第 22 条関係）。
- 3 柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）
軽費老人ホーム等の運営規程の概要，職員の勤務の体制，協力医療機関，利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項のウェブサイトへの掲載について，1 年間の経過措置を設けること（附則第 7 項関係）。
- 4 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第 4 条関係）
 - (1) 指定訪問介護事業者等は，利用者に対して身体的拘束等を行う場合における当該身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を整備し，その完結の日から 2 年間保存しなければならないこと（第 6 条から第 9 条まで，第 13 条から第 15 条まで及び第 35 条から第 37 条まで関係）。
 - (2) 指定訪問介護事業者等について，2（1）及び 3 と同様の経過措置を設けること（附則第 21 条及び附則第 23 条関係）。

- (3) 指定短期入所生活介護事業者等が行う利用者の身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催，従業者に対する研修の実施等について，1年間の経過措置を設けること（附則第22条関係）。
- (4) 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う利用者の口腔衛生の管理体制の整備及び各利用者の状態に応じた口腔衛生の計画的な管理について，3年間の経過措置を設けること（附則第24条関係）。
- 5 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第5条関係）
指定訪問看護事業者等について，4（1）と同様の規定を設けること（第10条から第12条まで及び第16条関係）。
- 6 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部改正（改正条例第6条関係）
(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者等について，4（1）と同様の規定を設けること（第8条，第9条及び第34条から第36条まで関係）。
(2) 指定介護予防サービス事業者等について，4（2）から（4）までと同様の経過措置を設けること（附則第19条から第22条まで関係）。
- 7 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部改正（改正条例第7条関係）
指定介護予防訪問看護事業者等について，4（1）と同様の規定を設けること（第10条から第12条まで及び第15条関係）。
- 8 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第8条関係）
指定介護老人福祉施設等について，1，2（1）及び3と同様の経過措置を設けること（附則第24条から第26条まで関係）。
- 9 柏市介護老人保健施設人員等基準条例の一部改正（改正条例第9条関係）
介護老人保健施設等について，1，2（1）及び3と同様の経過措置を設けること（附則第20条から第22条まで関係）。
- 10 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第10条関係）
(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等について，4（1）と同様の規定を設けること（第7条から第8条の3まで及び第10条関係）。
(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等について，1，2（1），3及び4（3）と同様の経過措置を設けること（附則第21条か

ら第24条関係)。

1.1 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例の一部改正
(改正条例第11条関係)

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者について、4(1)と同様の規定を設けること(第7条関係)。

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等について、2(1)、3及び4(3)と同様の経過措置を設けること(附則第9項から第11項まで関係)。

1.2 柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例の一部改正(改正条例第12条関係)

(1) 指定居宅介護支援事業者等について、4(1)と同様の規定を設けること(第6条及び第7条関係)。

(2) 指定居宅介護支援事業者等について、3と同様の経過措置を設けること(附則第7項関係)。

1.3 柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例の一部改正(改正条例第13条関係)

(1) 指定介護予防支援事業者等について、4(1)と同様の規定を設けること(第6条及び第7条関係)。

(2) 指定介護予防支援事業者等について、3と同様の経過措置を設けること(附則第6項関係)。

1.4 柏市介護医療院人員等基準条例の一部改正(改正条例第14条関係)

介護医療院等について、1、2(1)及び3と同様の経過措置を設けること(附則第15条から第17条まで関係)。

1.5 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、5及び7については、同年6月1日から施行すること。

議案第 5 号 柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の改正に伴い，指定就労選択支援事業所の設備に関する基準を定めるため，柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は，次のとおりです。

- 1 指定就労選択支援事業所に設ける訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は，おおむね3.3平方メートル以上とすること（第5条第4号関係）。
- 2 指定共同生活援助事業者等が行う地域連携推進会議の開催，地域連携推進会議における報告，要望，助言等に係る記録の作成及び公表等について，1年間の経過措置を設けること（附則第11項関係）。
- 3 この条例は，令和6年4月1日から施行すること。ただし，1は，公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。

議案第 6 号 柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第6号は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童発達支援センターであるものを除く指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所の設備の基準に係る規定の整備を行うため、柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)及び指定放課後等デイサービス事業所が備える設備のうち指導訓練室の名称を発達支援室に改めること(第5条関係)。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)附則第4条第1項の規定により同法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けているとみなされている医療型児童発達支援(以下「旧医療型児童発達支援」という。)に係る指定障害児通所支援事業者における従業者に係る規定の適用について、3年間の経過措置を設けること(附則第18項関係)。
- 3 旧医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者における設備に係る規定の適用について、当分の間の経過措置を設けること(附則第19項関係)。
- 4 現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所における従業者及び利用定員に係る規定の適用について、3年間の経過措置を設けること(附則第20項関係)。
- 5 現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所における設備に係る規定の適用について、当分の間の経過措置を設けること(附則第21項関係)。
- 6 指定児童発達支援事業者等が行う指定児童発達支援プログラムの策定及び公表について、1年間の経過措置を設けること(附則第22項関係)。
- 7 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

議案第 7 号 柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の経過措置を定めるため、柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
 - (1) 指定障害者支援施設等が行う地域連携推進会議の開催、地域連携推進会議における報告、要望、助言等に係る記録の作成及び公表等について、1 年間の経過措置を設けること（附則第 1 5 項関係）。
 - (2) 指定障害者支援施設等が行う利用者の地域移行等意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任及び地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容の報告について、2 年間の経過措置を設けること（附則第 1 6 項関係）。
- 2 柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

障害者支援施設について、1 と同様の経過措置を設けること（附則第 1 1 項及び附則第 1 2 項関係）。
- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 8 号 柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号は、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を定めること等を行うため、柏市介護保険条例の一部を改正する条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率を次のとおり定めること（第 3 条関係）。

第 1 号被保険者の区分	保険料率
(1) 介護保険法施行令（以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者（老齢福祉年金受給者又は本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円以下である者で本人を含む世帯員（世帯主を含む。以下同じ。）の全員が市民税非課税者であるもの、生活保護の被保護者等）	19,480円
(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者（本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下である者で本人を含む世帯員全員が市民税非課税者であるもの等）	27,140円
(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者（本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 120 万円を超える者で本人を含む世帯員全員が市民税非課税者であるもの等）	47,670円
(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者（本人は市民税非課税者であるが本人以外の世帯員に市民税課税者がいる者のうち、本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円以下であるもの等）	57,760円
(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者（本人は市民税非課税者であるが本人以外の世帯員に市民税課税者がいる者のうち、本人の前年の公的年金等の収入金額等の合計額が 80 万円を超えるもの等）	69,600円
(6) 令第 39 条第 1 項第 6 号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満である者等	76,560円
(7) 令第 39 条第 1 項第 7 号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 150 万円未満である者等	81,430円
(8) 令第 39 条第 1 項第 8 号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が 150 万円以上 210 万円未満である	90,480円

者等	
(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満である者等	100,220円
(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満である者等	112,750円
(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満である者等	121,800円
(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満である者等	135,720円
(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満である者等	142,680円
(14) 令第39条第1項第13号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満である者等	150,330円
(15) 令第39条第1項第13号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満である者等	161,470円
(16) 令第39条第1項第13号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が920万円以上1,000万円未満である者等	171,910円
(17) 令第39条第1項第13号に掲げる者のうち本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者等	182,350円
(18) 令第39条第1項第14号に掲げる者（(1)から(17)までのいずれにも該当しない者）	192,790円

2 保険料の減免を受けようとする者のうち申請書の提出の期限により難い特別の事情があると認められる者に係る申請書の提出の期限は、市長が別に定めることとすること（第10条第2項関係）。

3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、2は公布の日から施行すること。

議案第 9 号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 9 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、母子生活支援施設における自立支援計画の策定の基準を改めること等を行うため、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならないこととすること（第 30 条関係）。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第10号 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号は、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 放課後児童支援員の資格要件となる研修を修了した者に、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含むこととすること（第11条第3項関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 1 1 号 柏市女性自立支援施設設備運営基準条例の制定について

議案第 1 1 号は、社会福祉法の改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、柏市女性自立支援施設設備運営基準条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 趣旨（第 1 条関係）

この条例は、社会福祉法第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

2 基本方針（第 3 条関係）

女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならないこと。

3 構造設備の一般原則（第 5 条関係）

女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。

4 職員配置の基準（第 1 0 条第 1 項関係）

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとすること。

(1) 施設長 1 人

(2) 入所者の自立支援を行う職員 2 人以上

(3) 栄養士又は調理員 1 人以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1 人以上

(5) 事務員 1 人以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

5 設備の基準（第 1 2 条第 3 項関係）

女性自立支援施設には、事務室、相談室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、食堂、調理室等の設備を設けなければならないこと。

6 居室の入所定員（第 1 4 条第 1 項関係）

1 の居室の定員は、原則 1 人とする。

7 自立支援等（第 1 5 条第 1 項及び第 3 項関係）

- (1) 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならないこと。
- (2) 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこと。

8 施行期日等

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。
- (2) 柏市婦人保護施設設備運営基準条例は、廃止すること。

議案第12号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号は、建築基準法施行令の改正に伴う接道規制及び道路内建築制限の適用除外の認定の申請に係る手数料の制定等を行うため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 建築基準法施行令の改正に伴い、次に掲げる対象事務に係る手数料を制定すること（別表第2項の表40の3の6の項及び40の3の7の項関係）。
 - (1) 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査
 - (2) 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴い、同法及び同規則の題名を引用している部分を改めること（別表第2項の表65の19の項及び66の2の3の項関係）。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

議案第13号 包括外部監査契約の締結について

議案第13号は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 契約の内容

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

2 契約の期間の始期

令和6年4月1日

3 監査に要する費用の額

13,200,000円を上限とする額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払うこと。ただし、概算払をすることができること。

5 契約の相手方

小林 義和

議案第14号 訴えの提起について

議案第14号は、介護報酬の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

介護保険法第42条の2等の規定により本市が相手方に支払った介護報酬について、相手方が地域密着型通所介護サービス費等に要する費用の額の算定に関する厚生労働省令及び告示に基づく減算をせずに本市に請求をしていたことが判明したため、適切な減算処理を行った減算額及び本来加算することができない額に係る民法第703条に規定する不当利得返還金及び同法第704条に規定する利息の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、介護報酬に係る不当利得返還金3,173,047円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和3年9月2日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び（1）について仮執行の宣言を求める。

議案第15号 和解について

議案第15号は、令和元年7月に千葉地方裁判所に訴えの提起のあった損害賠償請求事件について、当事者間で協議が整ったため、裁判上の和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 和解の相手方（訴えの提起時）

- (1) 千葉県在住 原告A
- (2) 千葉県在住 原告Aの父
- (3) 千葉県在住 原告Aの母

2 事件の概要

平成27年、当時柏市内の公立学校の生徒であった原告Aが同校の校舎から部活動のミーティング中に飛び降りたことにより受傷し、重度の後遺障害が残存したのは、原告Aが約2年にわたって学級内や部活動でのいじめ行為を受けて精神的に追い込まれたことが原因であるとして、原告A、原告Aの父及び原告Aの母が、いじめ行為をしたとされる同校の生徒4名に対しては共同不法行為に基づき、被告柏市に対しては同校の教諭らが原告Aの生命身体の安全に配慮すべき義務に違反したことによる不法行為（国家賠償）に基づき、連帯して、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払うよう求めたもの

3 和解の内容

- (1) 被告柏市は、本件事故により原告Aが受傷したことに対し、衷心より慰謝の意を表明する。
- (2) 被告柏市は、原告A、原告Aの父及び原告Aの母（以下「原告ら」という。）に対し、本件事故に係る解決金として、990万円の支払義務（原告らの連帯債権）があることを認める。
- (3) 被告柏市は、原告らに対し、(2)の金員を、令和6年4月30日限り、原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告柏市の負担とする。
- (4) 原告らは、被告柏市に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 原告らは、正当な理由のない限り、被告柏市との間の本件訴訟の経過（和解の経過及びその内容を含む。）について、第三者に口外しない。
- (6) 被告柏市は、正当な理由のない限り、本件事故の内容、本件訴訟の経過

(和解の経過及びその内容を含む。) その他本件事故に関する一切の事実関係について、第三者に口外しない。

(7) 原告ら及び被告柏市は、原告らと被告柏市との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第16号 母子福祉資金貸付金の償還の免除について

議案第16号は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定により、次のとおり母子福祉資金貸付金の償還を免除することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 免除する母子福祉資金貸付金の償還未済額

母子福祉資金貸付金に係る未償還の元金120,600円及び違約金

2 母子福祉資金貸付金の借受人

亡 我孫子市在住 A

3 免除の理由

借受人が死亡したこと、かつ、連帯保証人が死亡し、及び連帯債務者が破産法に基づく免責許可の決定を受けていたことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定による償還の免除の要件に該当することとなったため

議案第17号 母子福祉資金貸付金の償還の免除について

議案第17号は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定により、次のとおり母子福祉資金貸付金の償還を免除することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 免除する母子福祉資金貸付金の償還未済額

母子福祉資金貸付金に係る未償還の元金23,758円及び利子88円並びに違約金

2 母子福祉資金貸付金の借受人

亡 松戸市在住 A

3 免除の理由

借受人が死亡していること、かつ、連帯保証人が死亡したことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定による償還の免除の要件に該当することとなったため

議案第18号 市道路線の認定について

議案第18号は、開発行為による帰属等のため、21路線を認定しようとするものです。

【参考】

認定道路の内訳

開発行為による帰属	17路線
土地区画整理事業による整備	2
市道の整備	1
私道の寄附	1

議案第19号 柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る
協議について

議案第19号は、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を定めることについて、流山市と協議しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約は、廃止すること。
- 2 この規約は、令和6年7月1日から施行すること。

議案第20号 柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について

議案第20号は、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を定めることについて、我孫子市と協議しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約は、廃止すること。
- 2 この規約は、令和6年7月1日から施行すること。

議案第21号 専決処分について（令和5年度柏市一般会計補正予算について
（第7号））

議案第21号は、住民税均等割のみが課税される世帯及び低所得者の子育て世帯へ加算される給付金の支給を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年1月22日に専決処分により令和5年度柏市一般会計予算の総額を約7億3,478万円増額し、約1,603億9,253万円に補正したほか、繰越明許費の追加に係る補正をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度1月補正予算の概要のとおりです。

議案第22号 令和5年度柏市一般会計補正予算について（第8号）

議案第22号は、令和5年度柏市一般会計予算の総額を約11億7,006万円増額し、約1,615億6,258万円に補正しようとするほか、継続費の変更、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の廃止並びに地方債の追加、変更及び廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度2月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第23号 令和5年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について
（第1号）

議案第23号は、令和5年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を15億円増額し、405億4,400万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度2月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 4 号 令和 5 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 3 号）

議案第 2 4 号は、令和 5 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の歳入予算（国庫支出金及び市債）に係る補正をするほか、繰越明許費の変更、債務負担行為の廃止及び地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 5 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 5 号 令和 5 年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について（第 3 号）

議案第 2 5 号は、令和 5 年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の総額を約 1, 5 7 6 万円増額し、約 5 億 8 9 9 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 5 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 6 号 令和 5 年度柏市病院事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 2 6 号は、令和 5 年度柏市病院事業会計予算の収益的収入の予定額を 7, 8 5 8 万円減額し、約 3 億 6 9 6 万円に、収益的支出の予定額を 7, 8 5 8 万円減額し、約 3 億 6 9 6 万円に補正するほか、継続費の変更、債務負担行為の変更及び他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 5 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 27 号 令和 5 年度柏市水道事業会計補正予算について（第 4 号）

議案第 27 号は、令和 5 年度柏市水道事業会計予算の継続費の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 5 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 28 号 令和 5 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 3 号）

議案第 28 号は、令和 5 年度柏市下水道事業会計予算の収益的収入の予定額を約 4,997 万円減額し、約 105 億 3,603 万円に、収益的支出の予定額を 5,849 万円減額し、101 億 951 万円に、資本的収入の予定額を約 1 億 8,285 万円増額し、約 50 億 1,185 万円に、資本的支出の予定額を約 7,325 万円減額し、約 63 億 876 万円に補正するほか、他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 5 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第29号 令和6年度柏市一般会計予算について

議案第29号は、令和6年度柏市一般会計予算の総額を1,658億7,000万円（令和5年度1,499億1,000万円。前年度比10.6パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第30号 令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第30号は、令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を389億2,600万円（令和5年度390億4,400万円。前年度比0.3パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第31号 令和6年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について

議案第31号は、令和6年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を7億1,200万円（令和5年度7億8,200万円。前年度比9.0パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第32号 令和6年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について

議案第32号は、令和6年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の総額を1億3,900万円（令和5年度1億2,300万円。前年度比13.0パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第33号 令和6年度柏市介護保険事業特別会計予算について

議案第33号は、令和6年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を320億9,900万円（令和5年度312億6,200万円。前年度比2.7パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第34号 令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

議案第34号は、令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を16億1,300万円（令和5年度15億1,200万円。前年度比6.7パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第35号 令和6年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について

議案第35号は、令和6年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の総額を5億6,000万円（令和5年度4億7,600万円。前年度比17.6パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第36号 令和6年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について

議案第36号は、令和6年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の総額を4,600万円（令和5年度5,900万円。前年度比22.0パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第37号 令和6年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第37号は、令和6年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算の総額を74億5,700万円（令和5年度68億2,100万円。前年度比9.3パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第38号 令和6年度柏市病院事業会計予算について

議案第38号は、令和6年度柏市病院事業会計予算の総額を約5億4,900万円（令和5年度約5億1,100万円。前年度比7.4パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入と支出をそれぞれ約3億8,500万円の均衡予算としています。

資本的収支では、収入が約7,100万円、支出が1億6,400万円で、差引き約9,300万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約3億8,500万円）

医業外収益（負担金交付金、他会計補助金等） 約3億8,500万円

(2) 支出（約3億8,500万円）

ア 医業費用（政策的医療交付金、委託料等） 約3億7,400万円

イ 医業外費用（支払利息等） 約1,000万円

2 資本的収支

(1) 収入（約7,100万円）

ア 企業債 5,000万円

イ 出資金 約2,100万円

(2) 支出（1億6,400万円）

ア 建設改良費（委託料、工事請負費等） 約1億2,900万円

イ 企業債償還金 約3,100万円

議案第39号 令和6年度柏市水道事業会計予算について

議案第39号は、令和6年度柏市水道事業会計予算の総額を127億2,600万円（令和5年度126億5,600万円。前年度比0.6パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が約90億600万円、支出が79億4,400万円、収入が約10億6,200万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が約8億3,300万円、支出が47億8,200万円、差引き約39億4,900万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約90億600万円）

ア 営業収益（給水収益等） 約80億3,600万円

イ 営業外収益（長期前受金戻入等） 約9億7,000万円

(2) 支出（79億4,400万円）

ア 営業費用（受水費、減価償却費等） 約77億6,200万円

イ 営業外費用（支払利息等） 約9,700万円

ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約500万円

2 資本的収支

(1) 収入（約8億3,300万円）

ア 工事寄附負担金 約2億2,400万円

イ 給水申込納付金 約5億7,700万円

ウ 他会計負担金 約3,100万円

エ 補助金等 約100万円

(2) 支出（47億8,200万円）

ア 建設改良費（配水管布設工事、配水管改良工事、水源地設備更新工事等） 約42億6,800万円

イ 企業債償還金 約3億6,200万円

ウ その他資本的支出 約1億100万円

議案第40号 令和6年度柏市下水道事業会計予算について

議案第40号は、令和6年度柏市下水道事業会計予算の総額を179億2,900万円（令和5年度165億6,000万円。前年度比8.3パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が106億3,800万円、支出が103億7,500万円で、収入が2億6,300万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が55億2,500万円、支出が75億5,400万円で、差引き20億2,900万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（106億3,800万円）

- ア 営業収益（下水道使用料等） 約75億600万円
- イ 営業外収益（他会計補助金、長期前受金戻入等） 約31億3,000万円
- ウ 特別利益（過年度損益修正益） 約200万円

(2) 支出（103億7,500万円）

- ア 営業費用（管渠費、減価償却費等） 約98億600万円
- イ 営業外費用（支払利息等） 約4億8,400万円
- ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約500万円

2 資本的収支

(1) 収入（55億2,500万円）

- ア 企業債 約40億800万円
- イ 他会計出資金 約6億9,800万円
- ウ 補助金 約7億500万円
- エ 負担金 約1億1,300万円
- オ 長期貸付金償還金 約100万円

(2) 支出（75億5,400万円）

- ア 建設改良費（公共下水道管渠建設費、柵設置費等） 約37億2,900万円
- イ 固定資産購入費（流域下水道建設費負担金等） 約4億7,500万円
- ウ 企業債償還金 約32億9,800万円
- エ 長期貸付金 約200万円

議案第41号 柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号は、議員の報酬月額を改定するため、柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 議員の報酬月額を次のとおり改定すること（第2条関係）。

職名	改正前	改正後
議長	668,000円	677,600円
副議長	597,000円	605,600円
議員	577,000円	585,300円

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。